

「人事課に県職員に対する懲戒処分を要するような苦情を申し立てた場合にそれぞれを審査する手続きに関する文書」非公開決定

## 第 1 審査会の結論

平成 31 年 3 月 6 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定は、妥当である。

## 第 2 審査請求に至る経緯

### 1 公文書公開請求

審査請求人は、平成 31 年 2 月 21 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「人事課に県職員に対する懲戒処分を要するような苦情を申し立てた場合にそれぞれを審査する手続きに関する文書」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

### 2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対し、人事課への県職員に対する苦情に関する審査手続きを定めた公文書は存在しないため、平成 31 年 3 月 6 日付で非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年 6 月 5 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第 3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する非公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

### 1 公文書非公開決定に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）の内容

審査請求人が非公開決定の取消しを求める本件公文書は、「人事課に県職員に対する懲戒処分を要するような苦情を申し立てた場合にそれぞれを審査する手続きに関する文書」である。

### 2 本件公文書を非公開とした理由

本件公文書が存在しないためである。

なお、審査請求人は、『本件公文書がなければ「職員の懲戒に関する条例」及び「懲戒処分の指針」が無いも同様であり、存在しないはずがない。万が一にも現時点で存在し

ないのであれば、速やかに制定しなければならない。』と主張するが、県民から県職員に対する苦情が県に寄せられた場合は、必要に応じて事実確認を行い、事実確認結果を「懲戒処分の指針」に照らし処分の検討を行っており、「審査する手続きに関する文書」が必要という審査請求人の主張はあたらない。

## 第4 審査請求の内容

### 1 審査請求の理由

職員の懲戒に関する条例や同条例に基づく規則がありながら、人事課への県職員に対する苦情に関する審査手続きを定めた公文書が存在しないのは理解できない。万が一にも存在しないのであれば、速やかに制定すべきである。

### 2 審査請求人の反論

審査請求人が主張する弁明書に対する反論は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件公文書を非公開とした理由を「本件公文書が存在しないため」としていることについて、「県民から県職員に対する苦情が県に寄せられた場合は、必要に応じて事実確認を行い」とあるが、それでは現実としては、何の効力も発揮していないのが現状である。

県民からの職員に対する苦情を調査して審査するか否かを判断する委員会が必須である。

独立した委員会の組織（例えばコンプライアンス委員会）が公平公正な調査を行う必要がある。

委員は、各分野の専門家と市民から選任された市民感覚を有する有識者で構成し、法律、条令、規則、社会規範に照らして調査及び審議され、「懲戒処分の指針」に照らして処分の検討を行うべきである。

現況の県職員が判断するのでは、身内に付度したと疑われ公平公正といえない。

現実として警察の介入により捜査又は逮捕という状況に至らなければ、懲戒に関する調査手続きを開始しないのが現状ではないのか。

「審査する手続きに関する文書」を条例等で制定して、県民も職員も誰でも閲覧できるようにすることが開かれた県政といえるのである。

- (2) 愛媛県立〇〇高校同窓会の会員名簿発行について苦情を申し立てたところ、平成30年5月28日に同校へ呼ばれて同校の同窓会会長と同役員と印刷業者と校長そして請求人の5者で協議をしたが、契約書の変更及び取り消しはされなかった。

その後、県高校教育課の職員に同校同窓会と同校の教職員の関係について請求人が苦情の申立てをした。

ところが、令和元年11月8日に同窓会総会に出席して同校の教職員が学校内で同窓会名簿を販売した事実を知った。

また、学校側が卒業する生徒に同窓会名簿を贈呈しておいて卒業アルバム等の集金と合わせて同窓会入会金・終身会費と称して徴収している事実も知った。

同校同窓会と同校が共同で物品販売をしたという行為は、教室という閉鎖された中で卒業する生徒に同窓会入会金・終身会費を支払うことが義務であるかのよう錯覚

させる悪質商法（マルチまがい商法）である。

県高校教育課の職員に伝えたにも関わらず県職員が関わってこの一連の非違行為が実行された。

- (3) また、平成 31 年 2 月 19 日に愛媛県消費生活センターで弁護士相談を利用した件についても請求人が苦情の申立てをした。

上記の弁護士相談を行ったときに録取を希望したが、主催する職員に拒否された。

後日、録取を拒否された事実を今後、当該弁護士相談を利用する県民の為に相談内容の録取とその他の改善を求める苦情の申立てをしたが「法テラスをはじめ弁護士会や司法書士会が行う法律相談は、原則として録音を認めていないことから当センターでもこれらの相談と同様に取扱い」と回答されたが、法テラス本部に問合せをしたところ、そのような事実は無いと知った。

上記のように永年にわたって県民に無理強いをさせ、相談者の利益にならない運営を愛媛県消費生活センターは行って、それに加えて職員が事実に無い虚偽の文書を作成した事実を何れかの所管がどのような判断をするのか。

- (4) 以上のような事例は、愛媛県行政の氷山の一角と思料される。

大多数の非違行為については、県民側の我慢と諦めで処理されているのが実態だと思う。即ち「審査する手続きに関する文書」を条例等で制定して県民も職員も誰でも閲覧できるようにすることが開かれた県政といえるのである。

従って県民からの職員に対する苦情を調査して審査するか否かを判断する委員会が必須である。

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている公文書は、上記第 3 の 1 のとおりである。

また、本件処分において、実施機関が非公開とした理由は、上記第 3 の 2 のとおりである。

これに対し、審査請求人は、上記第 4 の 1 のとおりであるとして、本件処分の取消しを求めているところであり、以下、実施機関による本件処分の妥当性について検討する。

### 2 本件処分に係る具体的な判断

審査請求人が求めている公文書は、県職員を処分する場合の基準を定めた「懲戒処分の指針」ではなく、苦情を申し立てた場合にこの指針に該当するかどうかを審査する手続きに関する文書である。

実施機関では、県民から県職員に対する苦情が県に寄せられた場合は、慣行として当該職員が所属する部局の幹事課を通じて職員の上司に事実確認を行ってきたとのことであり、本件公文書は存在しないという実施機関の主張は十分信用できる。また、審査請求人も行政不服審査法における口頭意見陳述の場で、本件公文書が存在しないことは疑いの余地がないと認めている。

したがって、存在しない公文書を非公開とすることは妥当である。

なお、審査請求人は、本件公文書が存在しないのであれば速やかに制定するべきと

主張しているが、本件処分の妥当性の判断には関係しない。

また、審査請求人は、事例を挙げて種々主張しているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

### 3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

### 審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年1月23日	諮問、実施機関から弁明書等を受理
令和2年3月16日	審査会（第1回審議）
令和2年5月18日	審査会（第2回審議）
令和2年7月13日	審査会（第3回審議）

### 答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹尾 克敏	松山大学法学部教授	会 長
武田 秀治	弁護士	
豊島 徳子	元人権擁護委員	
松原 日出子	松山大学人文学部教授	
光信 一宏	愛媛大学法文学部教授	